

所沢市商業振興条例が制定されました

商業を活性化し魅力あるまちづくりを推進します

商店街は、地域のにぎわいと交流の場です。

市では、商店街が地域の核として機能し、市民の皆さんのが生活環境と調和した、健全で活力あるまちづくりを推進していきます。

この条例は、商業の振興に関する基本的な事項を定めることで、その強化および健全な発展を促進し、商業の振興と調和のとれた地域の発展に寄与することを目的とします。

そのため、市内商業者などの皆さ

を推進していきます。

条例制定の目的

この条例は、商業の振興に関する基本的な事項を定めることで、その強化および健全な発展を促進し、商業の振興と調和のとれた地域の発展に寄与することを目的とします。

そのため、市内商業者などの皆さ

を推進していきます。

リサイクルふれあい館

募集します 少年少女消防体験入隊



入隊すると、梯子車搭乗・地震・救急処置・救助訓練等が体験できます。
とき ▶ 第1回…7月26日(木) 第2回…7月27日(木) いずれも午前9時~午後4時30分
◎両日とも同様の内容で実施します。
ところ 消防本部(けやき台1-13-11)
対象 市内在住、在学の小学校5・6年生
募集人数 両日とも申し込み先着80人
参加費 300円(傷害保険等)
◎参加費は当日集めます。
申し込み 中央・東消防署、各分署に備え付けの申し込み書で、6月5日㈪~23日㈮に各消防署・分署へ直接問い合わせ 消防本部予防課(☎2924-1313・FAX2924-5186)より市ホームページ(アドレスは表記未記載)

紙参照でお知らせします。

なお、路上喫煙禁止地区の道路上の歩きたばこ・喫煙等は、周囲の人に火傷を負わせたり衣服を焦がしたりする恐れがあります。また、臭いによる不快感を与える原因になります。

市では、こうした迷惑喫煙をなくし、市民の皆さんがあ全で清潔・快適な暮らしが送れるよう、「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」を定め、7月1日から施行します。

受動喫煙による他人への影響その他の状況に十分配慮するときは、一部除外規定として次のとおり喫煙ができます。

公共の場所を管理する者が指定した場所(灰皿等)での喫煙

▼携行用吸い殻入れを使用し、立ち

止まっての喫煙

禁煙をすれば、お手軽に済みます。

詳細は今後の広報どころざわ、および市ホームページ(アドレスは表記未記載)

お問い合わせ

市役所8階大議室

6月25日㈰午後2時

ところ

市役所8階大議室